

検討項目1：大規模災害に強い強靱なまちづくり（取りまとめ）

(1) 緊急輸送ルートの確保

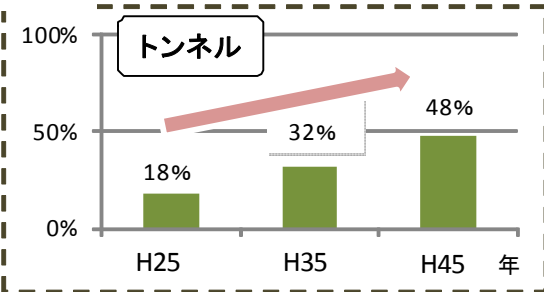
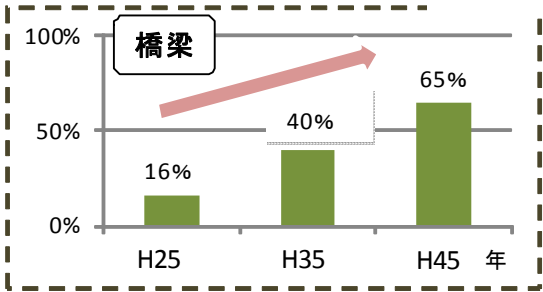
現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○輸送ルート確保のため、橋梁などの老朽化対策について、計画的な点検補修や耐震補強工事を実施	○東日本大震災などでは、緊急輸送道路の多くの箇所が不通になり、 <u>救援物資が滞ったことから、輸送網確保</u>	○地域防災計画に指定した路線等の橋梁の耐震補強を完了し、救助活動要員や物資等の <u>緊急輸送及び、官公庁・防災備蓄倉庫などの輸送ルートが確保</u> されている。 ○都市間をつなぐ道路の通行が確保されている。	財源の確保 ○道路・橋梁の耐震補強や、トンネルなど道路施設全般に関する計画的な老朽化対策に必要なとなる財源の確保
	○橋梁やトンネルなどの大型構造物の損傷や、落橋、倒壊の恐れのある旧耐震基準で建設された <u>耐震補強未完了の構造物などの早急な対応</u>		制度の構築など ○指定都市においては、大規模修繕や更新への補助制度の条件が全体事業費 <u>100 億円以上</u> の金額設定であり、 <u>現行補助制度の要件緩和や新たな制度構築</u> ※下段参照

《建設後50年以上経過するインフラ施設の割合》

○国・地方公共団体等所管分

(出典：国土交通省インフラ長寿命化計画)

老朽化率が上昇



◎国による大規模修繕・更新補助制度

都道府県・指定都市の場合、
全体事業費 100 億円以上が要件
・・・補助の適用事例がない

⇒ 適用要件緩和を

☆一般市町村の要件は 3億円以上

(2) 沿道建築物の耐震化の促進

現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物などに対し、耐震診断などの実施に要する費用の一部を助成 ○平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の趣旨により、自治体が独自に緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化する路線を位置づけることとなった。 ○路線を指定した場合の新たな助成制度「耐震診断義務化路線の沿道建築物に対する支援制度（耐震対策緊急促進事業）」が創設 ※平成 28 年 6 月現在、指定都市では川崎市、横浜市、相模原市、堺市、岡山市、広島市の 6 市が指定済	○緊急輸送道路の機能確保について、広域的な取り組みが必要 ○義務化する路線の指定が進んでいない自治体が多い。 ○路線を指定することにより、耐震化が促進されることになるが、耐震診断への自治体負担が増加する。 ※耐震対策緊急促進事業の創設前の助成制度では、 国・自治体・所有者がそれぞれ 1/3 の負担 (国・自治体 1/3⇒1/2 負担へ) ※下段参照 ○耐震診断の実施件数の増加に比べ、改修工事は費用負担がかさみ、進んでいない。	○防災拠点や主要エリアを連絡する広域的な緊急輸送道路について、各自治体において沿道建築物の耐震化の促進路線を指定し、所有者の耐震助成制度の利用促進を図りつつ、国や自治体が一体となった耐震化が推進されている。	財源の確保 ○国が都道府県と連携し、耐震化を促進する優先路線を示すとともに、<u>助成制度の国の負担割合を引上げ</u> ※下段参照

《耐震診断義務化路線の沿道建築物に対する支援制度（耐震対策緊急促進事業）》

○耐震診断補助（法の規定により全額公費負担） 【標準的な負担割合】

国：1/2

自治体：1/2

○補強設計補助

国：1/2

自治体：1/3

所有者：1/6

○改修工事補助

国：2/5

自治体：1/3

所有者：4/15

負担減

◎国の現行の負担割合

1/2（耐震診断・補強設計）

2/5（改修工事）

➡ 拡充

このことにより、
「自治体と所有者の負担が軽減」

(3) 防災拠点の分散化等の推進

現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○国においては、東京湾臨海部や大阪湾の堺泉北港に基幹的広域防災拠点が整備されている。 ※「首都直下地震」及び「南海トラフ地震」を想定した基幹的広域防災拠点は整備されている。	○発生場所が特定困難な直下型地震を想定し、リスク分散やバックアップ機能の強化の観点から、複数の基幹的広域防災拠点の設置が必要 ○臨海部では、津波や高潮、液状化などの被害を想定する必要がある、基幹的広域防災拠点の分散化が必要	○指定都市は、各地域のバックアップの要であることから、緊急輸送道路などの広域的なネットワークや立地条件を踏まえ、基幹的広域防災拠点が設置されている。 ○複数の基幹的広域防災拠点が設置されることにより、被災地には最寄の拠点からの迅速な支援が行われるとともに、被害の少ない地域などの拠点からも支援ができる。	制度の構築など ○設置場所の地域特性を含めた災害対応の実行性を考慮し、指定都市を候補として複数の基幹的広域防災拠点を整備する。

《基幹的広域防災拠点の整備状況》

◎東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（平成 20 年度整備）

- 有明の丘地区
 - ・現地対策本部の設置など
- 東扇島地区
 - ・物流に関するコントロールなど

首都直下地震を想定



◎堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点（平成 24 年度整備）

- ・救援物資の中継・分配機能など

南海トラフ地震を想定



(4) 広域避難の体制整備

現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○原子力災害や大規模な河川氾濫時の広域避難体制について、国、県の議論の動向を踏まえた今後の検討を予定	○市外への避難や市外からの受入れには、多くの自治体との調整が必要	○国が主体的に避難体制の整備に取組み、円滑な調整や避難ができる。	制度の構築など ○広域避難では道府県を超えた対応が想定され、国において各自治体間の調整を円滑に進める施策を実施する。また、 <u>広域避難のあり方を検討する際には、国と道府県、指定都市が直接、協議する場の設置</u>
○市域内で避難場所の確保が困難な場合、近隣市町村等への広域的な避難場所の確保について県に要請する。	○広域避難の実施は、 <u>市町村や道府県を超えた対応となり、具体的な受け入れ方法などについて定めがなく</u> 、避難、受入体制が混乱する可能性が高い。		
○各団体等と結んでいる協定を活用した避難の依頼が考えられる。	○他自治体等の住民の避難により、受入側が混乱する可能性がある。	○災害発生時の混乱を最小限にするため、あらかじめ国が主体となり体制整備に取り組んでいる。	

《広域避難の体制》

◎災害対策基本法の改正（平成24年6月）

市町村、都道府県の区域を超える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定が位置づけ

⇒ 具体的な受け入れ方法などについて定めがない市町村や道府県を超えた対応となる可能性



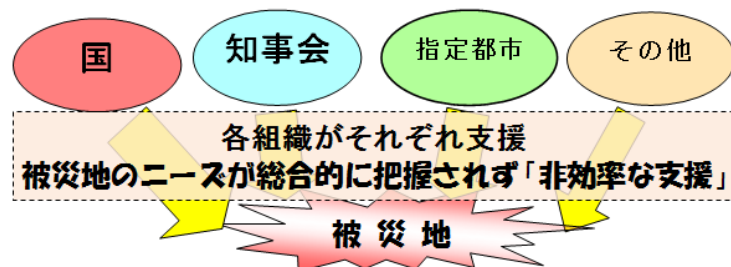
◎国が広域避難のあり方を検討する際には、国と道府県、指定都市が直接、協議する場を設置

検討項目2：東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえた取組の強化（取りまとめ）

（１）被災地支援に係る国のコーディネート機能の強化

現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○被災都市の支援にあたっては、一部を除き、国、知事会、指定都市市長会等の組織が、それぞれ独立して支援を行う。	○各組織の支援について、全体的なコーディネートが行われておらず、各組織の持つ能力を十分に生かした支援が行われていない。	○被災都市のニーズを総合的に把握し、 <u>包括的な調整能力をもつ支援本部等が設置され、効率的な支援が行われている。</u>	制度の構築など ○広域・大規模災害発生時には、国が支援本部等を設置し、 <u>被災地のニーズを把握するとともに、道府県、市町村等の支援が円滑に行われる仕組みを構築</u>
○被災自治体への支援物資を搬送した際、荷捌きなどが滞り、円滑な受入れが行われなかった。	○広域的な搬送体制のオペレーションなどが未整備	○国において、被災自治体を統括的に支援するとともに、国、道府県、指定都市の支援の役割がより明確化されている。	制度の構築など ○国が中心となり、道府県、指定都市が直接、協議する場を <u>設置し、国によるコーディネート機能の強化</u>
		○国のプッシュ型支援による物資の搬入も含め、より効果的な支援物資の搬送体制が構築されている。	制度の構築など ○国において、自衛隊・他都市等の活動による物資の搬入等が滞ることないように、広域集積場所での荷役や出荷の調整

《被災地支援のコーディネート》



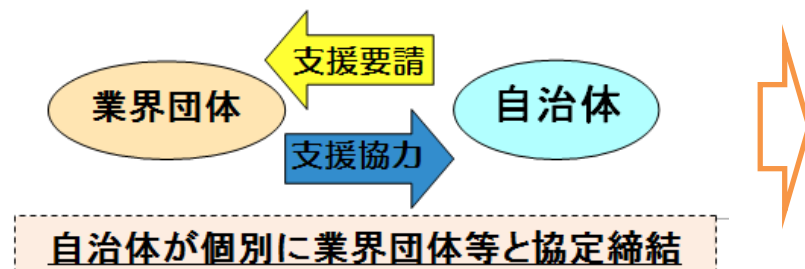
◎道府県、指定都市等の支援が円滑に行われる
仕組みを構築

⇒ 被災地ニーズの把握で「効率的な支援」を実施

(2) 国による指定公共機関や民間事業者等への指導

現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○熊本地震においては、指定地方公共機関である県トラック協会との協定により、支援物資の搬送を行った。	○災害時の応援協定を指定地方公共機関等と締結しているが、事業者の認識に差があり、スムーズな支援体制が図れない。	○自治体からの協力要請が見込まれる場合、 <u>国において指定公共機関等に対し、事前に支援要請の必要性が周知されている。</u> ○指定公共機関等が、あらかじめ連絡体制から支援実施までの動きを決めておくことで、円滑に支援できる。	制度の構築など ○指定公共機関や民間事業者等の業界団体などに対して、 <u>支援する自治体への協力について、統一的な指導や周知する体制づくり</u>

《業界団体への指導》



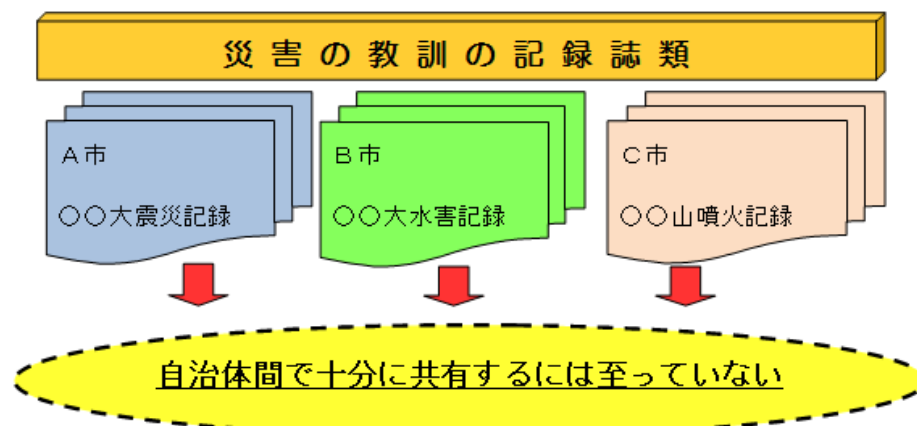
◎自治体からの協力要請が見込まれる場合、国において指定公共機関等に対し、事前に支援要請の必要性を周知

⇒ 支援する自治体への協力について
統一的な指導や周知する体制づくりが必要

(3) 災害の教訓の伝承及び啓発

現 状	課 題	あるべき姿	国へ期待する役割
○東日本大震災や熊本地震をはじめとした自然災害の教訓は、被災自治体ごとに、記録誌等をまとめている。	○過去の災害の教訓を網羅的に分析し、 <u>自治体間で十分に共有するには至っていない</u> 。	○過去の災害から得た教訓を国と自治体が共有することにより、 <u>過去の災害により直面した課題に対する解決策を平素より準備し、新たな災害に備えている</u> 。	○過去の災害の教訓を地域防災計画に反映することを求めるなど、 <u>教訓の共有、伝承の推進に、国が主導的な役割を果たす</u> 。

《災害の教訓》



◎「教訓の共有」、「伝承の推進」に、国が主導的な役割を果たす

⇒ 過去の災害の課題に対する解決策を平素より準備し、新たな災害に備える